大阪商業大学校友会 広島県支部規約

第1章

(総 則)

- 第1条 本会は大阪商業大学広島県支部と称する。(以下本会という)
- 第 2 条 本会は、会員相互の研鑽と親睦を図ると共に、母校の発展に寄与することを目的と する。
- 第3条 本会の目的を達成するために、下記の事業を行う。
- (1) 会員相互の研鑽と親睦を深めるための事業。
- (2) 母校との連携を図るための事業。
- (3) 校友会本部との連携を図るための事業。
- (4) その他、本会の目的を達成するに必要な事業。
- 第4条 本会の事務所は、広島県東広島市高屋町造賀5799-1の渡辺高守 宅内に置く。

第2章

(会 員)

- 第5条 本会の会員は、次の者をもって組織する。
- 1. 大阪商業大学学部卒業生、専攻科卒業生大学院卒業生(2部を含む)とする。
- 2. 広島県に住居を構えている卒業生であって、加入者をもって会員とする。
- 第6条 会員にして次の事項に該当するものは、理事会の出席3分の2以上の決議により、会員を除名することができる。
- 1. 本会の体面を汚したり、秩序を乱した者。
- 2. 本会の財産に過大なる損害を与えた者。
- 3. 母校の名誉と発展を著しく阻害した者。

第3章

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

支部長1名副支部長2名専務理事1名理事15名監事2名

- 第8条 本会には、名誉会長、及び顧問を置くことができる。
 - 2) 名誉会長、顧問は理事会において決める。
- 第9条 役員は、会員の中から推薦された者を総会において選任する。
 - 2) 役員に欠員が生じた場合、理事会の決議により補充選任できる。
- 第10条 役員の任務は、次の通りとする。
 - 1. 支部長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3. 専務務理事は、支部長の指示により会務を遂行する。
 - 4. 会計担当は、本会の会計事務をし、理事として位置づける。
 - 5. 理事は会員を代表し、重要事項の意見を述べ、決議する。又、分担するその任務を担当する。
 - 6. 監事は、本会の会計及び事業の運営を監査する。

- 第 11 条 役員の任期は 2 年とする。但し、次期役員との事務引き継ぎの完了まで、その任務 を担当する。
 - 2) 役員の再任は妨げない。
 - 3) 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間とする。

第4章

(会 議)

- 第12条 本会は定期総会と臨時総会とする。
 - 1. 定例総会は、年1回開催する。
 - 2. 臨時総会は、必要に応じて支部長が招集し開催する。
 - 3. 会議の議長は、支部長が務める。
- 第13条 本会に理事会を置く。
 - 1. 本会運営に関する重要事項の決議
 - 2. 理事会は、定例理事会を毎年(総会) 5月と10月に開催する他、支部長が必要と認めたとき、臨時の開催できる。
- 第14条 会議の成立は構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、決議することができない。但し、委任状をもって出席とみなすことができる。
- 第15条 会議の決議は、特別に定める以外、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第5章

(会 計)

- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第17条 本会の運営経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 第 18 条 本会の歳入、歳出決算は、監事の監査を経て理事会及び総会で会員の承認を得なければならない。

第6章

(規約の改廃)

第 19 条本会の規約を改廃しようとするときは、理事会及び総会において出席者の 2 分の 1 以上の同意を得なければならない。

第7章

(附 則)

弔慰に関する附則

対象者

大阪商業大学校友会広島県支部会員とする。

② 弔慰

弔電、供物とする。

(2) 施行日

本規約は平成21年10月25日より施行する。 改正規約は、平成23年2月3日より施行する。 改正規約は、平成26年4月1日より施行する。